

非常勤職員の通勤に係る費用弁償の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
中央府税事務所	<p>一般職非常勤職員就業等規則第22条第4項では、通勤に係る費用弁償の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものとされているが、自宅最寄駅から勤務公署最寄駅までのうちJRの利用区間について、分割定期券額で算定されていなかったため、過払が生じていた。</p> <table border="1" data-bbox="463 699 1317 1121"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年2月から平成29年3月まで</td> <td>33,800円</td> <td>31,370円</td> <td>2,430円</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月から平成30年3月まで</td> <td>194,500円</td> <td>182,040円</td> <td>12,460円</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月から平成31年3月まで</td> <td>194,500円</td> <td>182,040円</td> <td>12,460円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成29年2月から平成29年3月まで	33,800円	31,370円	2,430円	平成29年4月から平成30年3月まで	194,500円	182,040円	12,460円	平成30年4月から平成31年3月まで	194,500円	182,040円	12,460円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、今後は非常勤職員の通勤に係る費用弁償の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例】 第3条 非常勤職員の費用弁償の額は、常勤の職員に支給する通勤手当又は旅費の額との権衡を考慮して、任命権者が知事の承認を得て定める額とする。</p> <p>【一般職非常勤職員就業等規則】 第22条 通勤に係る費用弁償の支給の対象者は、職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35条）第14条第1項の規定に準ずるものとする。 2 通勤に係る費用弁償の支給基礎額は、次の各号のいずれかによるものとする。 一 六月の通勤定期券による運賃の額 二 三月の通勤定期券による運賃の額 三 一月の通勤定期券による運賃の額 四 一日の普通乗車券による運賃の額 4 通勤に係る費用弁償の額は、第2項各号に掲げる額を基礎として、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額によるものとする。</p> <p>【通勤認定の取扱いについて（通知）】 人事局長（人企第2103号平成27年3月2日） 第3 最も経済的な経路の取扱い 2 JRの利用区間について、連続する区間に対する定期券額よりも、利用区間を2つに分割した場合の定期券額（以下「分割定期券額」という。）の方が安価となる場合は、分割定期券額で算出することとする。 ただし、2分割を超える分割がより安価であり、かつ職員本人がその分割数で購入する場合には、その分割数に基づき、認定を行うこととする。</p>	<p>非常勤職員の通勤に係る費用弁償の過払いについては、速やかに当該職員から返納させた。 また、他の非常勤職員の費用弁償についても全て適正に行われていることを確認した。 今後このような誤りが無いように非常勤職員の雇用時には注意するよう関係職員に周知徹底を行った。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額																
平成29年2月から平成29年3月まで	33,800円	31,370円	2,430円																
平成29年4月から平成30年3月まで	194,500円	182,040円	12,460円																
平成30年4月から平成31年3月まで	194,500円	182,040円	12,460円																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月8日）